



埼玉県報

第364号
令和4年(2022年)
11月18日
金曜日

目次

告示

- 生徒用机・椅子・机天板（東部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（南部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（西部・北部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写真の縦覧（みどり自然課）
- クリーニング業法第8条の2第1項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定に基づく業務従事者の講習の指定（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 七郷北部土地改良区の役員退任届（東松山農林振興センター）
- 田甲土地改良区の役員退任届（東松山農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）

告 示

埼玉県告示第千二百三十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（東部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年10月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地
- 5 落札金額
13,992,066円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年9月16日

告 示

埼玉県告示第千二百三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（南部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年10月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ムトーセーフ 浦和支店 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目22番14号
- 5 落札金額
15,785,110円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年9月16日

告 示

埼玉県告示第千二百三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（西部・北部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年10月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トネガワ 埼玉県さいたま市岩槻区仲町1丁目13番16号
- 5 落札金額
19,653,128円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年9月16日

告 示

埼玉県告示第千二百三十九号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百四十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

令和四年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 通信制により受講するクリーニング師の研修の申込受付期間

令和四年十二月一日から同月十六日まで

三 通信制により受講する業務従事者の講習の申込受付期間

令和四年十二月一日から同月十六日まで

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千元

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

告示

埼玉県告示第千二百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友東松山店

埼玉県東松山市小松原町十一番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計十七者

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計十六者

ハ 変更年月日

令和四年一月六日外

ニ 届出年月日

令和四年十一月七日

二 縦覧期間

令和四年十一月十八日から令和五年三月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十一月十八日から令和五年三月十八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）草加松原団地近隣型商業施設街区計画

埼玉県草加市松原三丁目千六百三十八番十一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 工事開始前には近隣住民へ騒音・振動に関する説明の実施に努め、工事期間中の工程内容等によって騒音・振動の発生する場合は、その都度説明の実施に努めてください。また、作業にあたっては低騒音、低振動、低排出ガスの建設機械等を行うなど、工事に伴い発生する公害の抑制に努めてください。なお、特定建設作業（杭打作業・整地作業他）を行う場合は、作業開始日七日前までに特定建設作業実施届出書を提出してください。

(2) 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設（定格出力が七・五キロワット以上の空気圧縮機、送風機等）を設置する場合は設置三十日前までに届出をしてください。

(3) 埼玉県生活環境保全条例に基づく拡声機騒音の規制基準を遵守してください。

(4) 空調機の室外機等を設置する際には、近隣からの騒音の苦情が出ないように、設置位置や排気口の向きに配慮してください。

(5) 当該建築物の建築に起因するテレビ等の受信障害は、開発者の責任において障害解消対策を実施するものとし、電波障害の苦情が出た場合、速やかに対応してください。

(6) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条に基づき、駐車場に看板等でアイドリングストップの周知に努めてください。（看板等の設置義務あり）

(7) 飲食店等において、近隣住民から悪臭の苦情が出ないようにダクトの排出口の向きに注意してください。

(8) 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に基づく規制基準を遵守してください。

二 縦覧期間

令和四年十一月十八日から令和四年十二月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千二百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、七郷北部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	福島 章	埼玉県比企郡嵐山町大字吉田二百六十六番地

告 示

埼玉県告示第千二百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、田甲土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	小川 明 男	埼玉県比企郡吉見町大字田甲六百七十四番地

告 示

埼玉県告示第千二百四十五号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

入間市全域

四 作業期間

令和四年十月六日から令和五年三月十七日まで

告 示

埼玉県告示第千二百四十六号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

令和四年十月十二日から令和五年三月十七日まで